

今後の課題(ウイルス検査精度管理)

1. 基準値範囲外のデータに関する詳細な解析が必要である。
(追加調査実施中)
2. ピッティング技術、精度の高いPCR検査実施のための技術研修導入が必要である。
3. 機器保守点検などに関する制度確立が必要である。

43

H26年度厚生労働科学研究(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
地方衛生研究所における病原微生物検査の外部精度管理の導入と
継続的実施のための事業体制の構築に関する研究
(H26-健危-一般-001)

研究代表者 佐多徹太郎

研究分担テーマ: 精度管理に関する技術的支援
(細菌検査部門について)

国立感染症研究所
感染症疫学センター第五室
石岡 大成

2015.01.09

平成26年度

地衛研外部精度管理(細菌検査)実施状況

平成26年度課題

地衛研精度管理体制(細菌検査)の構築

- 精度管理対象病原体: 平成26年度はサルモネラ属菌
- 菌種に応じた精度管理実施要領の作成(平成26年度はサルモネラ属菌のみ)
- サルモネラ属菌検査に関する標準的な精度管理実施手順の作成(検査結果報告書、検査経過記録書などの様式を含む)
- 検体管理簿の作成(試料の受領から廃棄まで)

各地衛研における精度管理(細菌検査)に関する現状調査

- 精度管理に関するアンケートの実施

外部精度管理実施方法

- 対象: 地方衛生研究所全国協議会加盟機関
→ 本研究班を構成する機関(11機関)
- 実施形態: 参加希望調査の上検討
- 実施時期: 平成26年12月～
検体発送日12/5および12/8
- 搬送方法: ゆうパック(チルド便)を利用して、臨床検体(病原体)として感染研村山庁舎から発送
- 実施方法: 精度管理実施要領、精度管理実施手順
または各機関で実施している方法に準じて実施した

細菌検査精度管理用試料作製(1)

- 材料: 人由来糞便(胃腸炎患者を想定)
- 対象病原体: サルモネラ属菌
添加血清型:
Salmonella Infantis (鶏肉由来)
Salmonella Cerro (鶏盲腸便由来)
両血清型とも食肉衛生検査所から分与

細菌検査精度管理用試料作製(2)

- ### 人由来糞便の選定
- 食中毒事例において地衛研で検査対象とされている病原細菌(サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、キャンピロバクターなど)およびノロウイルスが陰性であることが確認できた糞便を選択した
 - 上記糞便群の中で、予備実験で実際にサルモネラ属菌が安定して添加回収できる糞便を選択した

細菌検査精度管理用試料作製(3)

サルモネラ属菌の調整
S. Cerro および *S. Infantis* を平板培養
 ↓
 McFarland 1に菌液を調整して段階希釈
 ↓
 選択糞便に定量的に添加、混合
 ↓
 平板(DHL)における発育状況を観察
 ↓
 添加量を決定(便1gあたり10⁸~5cfuとした)
 これを試料1とした(試料2は無添加)

細菌検査精度管理用試料作製(4)

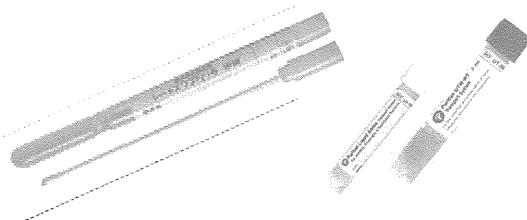
送付用(採便)容器の選択
 - 採便容器は緩衝液(剤)入りプラスチック容器が主
 - 付属または指定の綿棒スティックで採取
 - 便の表面の複数箇所を採取
 - 便中では腸内細菌、プロテアーゼで分解されやすいので、すみやかに冷所に保存する
 - 長時間になる場合は凍結保存する

(臨床検査新興協議会より)

細菌検査精度管理用試料作製(5)

送付用(採便)容器の決定

- シードスワブ(栄研化学社)…固体培地
- LAHトランスポートシステム(ピューリタン社製)…細菌採取・輸送用液体培地



精度管理試料の送付方法

感染研からの送付の前に…

- バイオセキュリティ管理室との交渉および申請書類の煩雑性

ゆうパックを使用

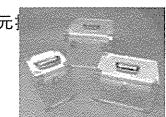
- 一次容器
シードスワブを使用(パラフィルムでシール)
- 二次容器、三次容器、四次容器(OVERPACK)
カテゴリーB容器を用いて、吸収剤、緩衝材で固定



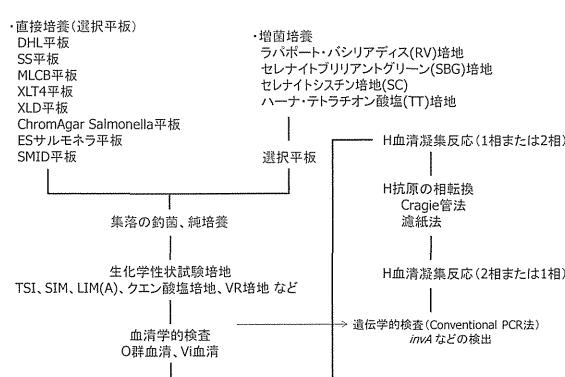
3 試料の発送と空容器返却

発送: 国立感染症研究所 村山庁舎からクール便(元々の箱)
 返却: 各地衛研から普通便で送付(着払い)
 (参考)

平成26年度実績(運賃のみ)
 感染研村山庁舎 → 11機関(往復で約3万円)



試料からのサルモネラ属菌分離培養検査フロー



結果について

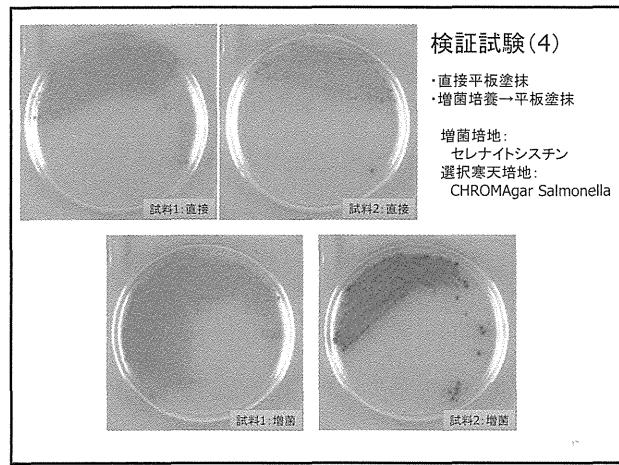
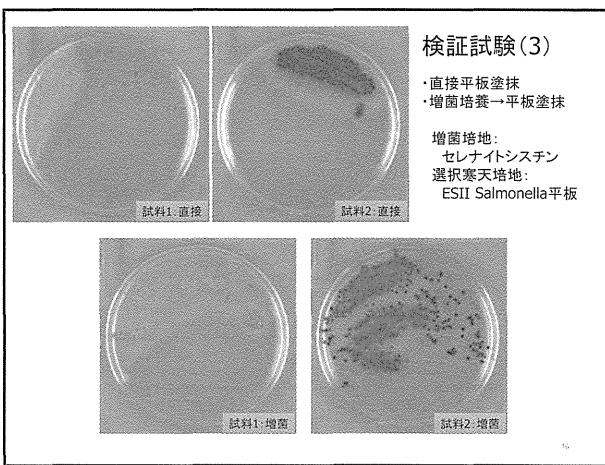
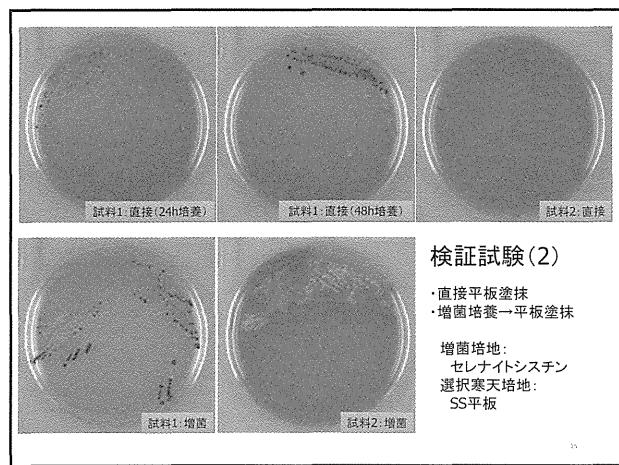
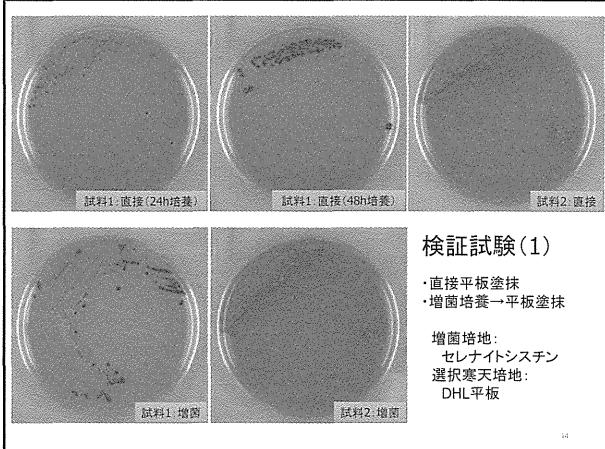
- 検査結果報告書(様式1)、検査経過報告書(様式2)または各機関で使用している様式を使用してe-mailで報告
- 報告内容として、検出結果の他、増菌培地、選択平板の使用状況および組合せ、使用試薬名およびメーカー、機器使用の場合は当該機種およびメーカーなど

結果報告

実施期間：平成26年12月～

参加機関数：11機関

結果報告機関：10機関（平成27年1月7日現在）



増菌培地	選択分離培地			
	H ₂ S(+)	H ₂ S(-)	クロモアガード	7
TTハーナ	2	SS	5	
RV	2	DHL	5	XLD
SBG	1	MLCB	4	ESサルモネラII
SC	1	XLT4	1	SMID
				BGA
				1

増菌培地使用機関数：4
H₂S(+)選択分離培地の併用パターン
DHL + SS (1機関)、DHL + MLCB (2機関)

生化学性状試験使用培地状況

TSI および LIM	11機関
シモンズクエン酸塩培地	5機関
マロン酸塩培地	6機関
VP培地	4機関
酢酸塩培地	2機関
ズルシット培地	1機関
ウレア(尿素培地)	1機関
酒石酸培地	1機関

使用簡易キット一覧

5機関で簡易キットを使用

- ・ IDテスト(ニッスイ) 2機関
- ・ api 20E (ビオメリュー) 2機関
- ・ 不明 1機関

結果(1)

試料からのサルモネラ検出結果

	試料 1	試料 2
陽性機関数	11	0
陰性機関数	0	11
計	11	11

結果(2)

試料1から検出されたサルモネラの血清型

	Salmonella Cerro*のみ	Salmonella Infantisのみ	Salmonella Cerro* / Infantis
分離機関数	3	0	8

*推定およびO血清、H血清凝集パターンの表記を含む

サルモネラ血清型抗原表

Type	Antigenic formulas			
	Somatic (O) antigen	Flagellar (H) antigen	Phase 1	Phase 2
Group O:7 (C1)				
Infantis	6, 7, 14	r	1, 5	
Group O:18 (K)				
Cerro	6, 14, 18	Z ₄ , Z ₂₃	[1, 5]	
Aerhus	18	Z ₄ , Z ₂₃	Z ₆₄	
II	18	Z ₄ , Z ₂₃	—	
IIIa	18	Z ₄ , Z ₂₃	—	

Kauffmann-White scheme
Bergery's Manual of Systematic Bacteriology (Second Edition) より抜粋。

検討課題

- ・細菌検査精度管理実施要領の改訂
- ・他の添加菌種の検討および菌株の入手方法
- ・試料の作製について(臨床検体、菌株)
- ・試料送付方法
- ・試料送付に關わる送料および
- ・対象参加機関のおよび実施時期

6) 地方衛生研究所における感染症検査に係わる
精度管理実施要綱(案)作成について
(体制小班) 佐多徹太郎

そして?-3

健康被露拡大防止のための強化(食中毒の行政処分対応)や治療法等、その後の対応に与える検査結果の影響が大きいもの及び換算を目指している感染症については、特に当該検査に係る信頼性確保は必須であり、そのシステムの構成要素として外部精度管理は重要であると思われる。

精度管理「事業」の実施により、検査精度の不備が指摘され、そのことにより本府の主幹課に對し、検査精度向上のための手算獲得・確保や人員配置、異動への配慮などを要求する材料とするなど、派遣につなげられるような事業として展開できれば、大きな意義が得られますと考えます。つまり、所属内で完結・解決することにも一定の意義はありますが、厚生労働省の理解を得た上で、地衛研を所管する主幹課にも必要性を認知してもらいたい。「事業」として構成・実施していただきにより、広く次へ繋がる精度管理「事業」を実施することができるのではないかでしょうか。随分以前に同じような精度管理事業を行なった記憶があります。その際、検査技術の向上に寄与したと思われたものの、その後、継続されていません。そのことが本事業の遂行の難しさを物語っているようにも感じます。今後、継続的な実施を考える上では、その時の経験を生かされると良いと思います。

平成6-8年 地域保健対策総合研究事業 H6.1994-H8.1995
「行政検査における精度管理システム構築に関する研究」
研究代表者 衛藤繁男(神奈川県衛生研究所)

概要: 地衛研を対象とした外部精度管理を実施して方法論を確立し、また内部精度管理の導入と推進を図る。さらに外部精度管理事業を恒常的に実施するに必要な組織とその活動について検討し、システムの構築について提言をまとめる(原文)。

目的と必要性: 精度管理を試行することで検査情報、レファレンス、研修等が有機的に結合して一体となったシステムを構築することが必要(まとめる)。

これまでの研究状況: H3-5特別研究事業「衛生研究所および保健所における行政検査の質の向上に関する研究」で、実態把握し外部精度管理調査を実施し、内部精度管理マニュアルが提言の形でまとめられた。(以下略)

研究計画:

1. 外部精度管理調査の実施方法の検討と、実施。
2. 精度管理を支援するためのレファレンスや研修に関する組織と活動の検討。
3. 内部精度管理マニュアルの作成と実施(以下略)

結果等: 微生物系(10種の細菌、4種のインフルエンザウイルス、5種の寄生動物の検出と同定)、理化学系(食品や水道の化学物質)を配布。

はじめての試みで画期的。試料の安定性が大事、結果はほぼ満足、試験の未実施や同定が不完全なところもあった。恒常的実施体制整備が課題。(H6報告書)

厚生科学研究費補助金(保健医療福祉総合調査研究事業)
「地方衛生研究所の機能強化に関する研究」分担研究
分担研究者 衛藤繁男(神奈川衛研) H9(1997)年3月(最終年度)

目 次

1. 分担研究研究報告書	1
2. 行政検査における精度管理システムの構築に関する指針	5
3. アイソラ各検査における H6.1994-H8.1995 Health Laboratories の役割と精度管理システム	9
4. 外部精度管理調査 「微生物部門:細菌系」	31
5. 外部精度管理調査 「微生物部門:寄生動物系」	55
6. 外部精度管理調査 「理化学部門:食品添加物」	79
7. 外部精度管理調査 「理化学部門:農薬添加物」	93
8. 外部精度管理調査 「理化学部門:農薬」	95
9. 内部精度管理「ニコアル作法(細菌)」	109
10. 内部精度管理の進め方と留意点(微生物部門)	111
11. 内部精度管理の進め方と留意点(理化学部門)	119
12. 計量管理文書作成のための標準作業書(微生物)	123
13. 標準作業書作成のための標準作業書(理化)	127
14. 寄生動物に対する抗体測定に用いる ELISA のための標準作業書(理化)	131
15. 研修	135

章 約

1. 外部精度管理調査資料	
微生物部門細菌系外部精度管理調査票、配付試料洞表紙、供試菌株参考菌状	
微生物部門寄生動物系外部精度管理調査票、配付試料洞表紙、参考回答	
理化部門(食品添加物)外部精度管理調査票、配付試料洞表紙、参考回答	
2. 研修資料	
研修に関するアンケート調査集計結果	
新規マニュアル開発による精度管理調査票を中心とした微生物寄生虫の検査法	

H9年度の報告書(3年目の総括研究報告書)から

衛藤班2

精度管理システムの目的は、地方衛生研究所の強化による公衆衛生への貢献で、内部精度管理活動推進の支援体制、外部精度管理事業、レファレンスシステム、研修・教育システムおよび情報システムから構成される。

1. 行政検査における精度管理システムの構築に関する提言
H9.3の地衛研設置要綱に試験検査業務に行政検査の精度管理が定められている。

A. 行政検査の特性(一般的な検査と異なる特徴):

- 1) 社会性: 検査結果は個人にとどまらず一般社会や広く国内外社会にまで波及する(複数地域での発生、行政・法律上の処置、行政上・國際問題化の要素)。よって検査結果の再現性・整合性・信頼性が要求され、事例の解析には他地域の情報が不可欠。
- 2) 能動性: 検体の選択は結果に関わるので、検査実施側が被検者や物を選択する。
- 3) 繁雑性: 多くの場合集団を対象として検査する。
- 4) 多様性: 検体の種類がヒト由来のみならず、食品や環境由来のことまで多岐にわたる。よって処理法・検査の進め方が複雑になる。

B. 地衛研はレファレンス機能を担う

C. 地衛研の検査には、1)高度の技術・知識を要する検査、2)希少事例の検査、3)研究レベルで行われる検査・手法を利用する検査があるため、精度管理の確立は困難な場合が多いが、こういった状況に応じた精度管理システムをめざすことが必要。

5

平成9年3月14日 厚生省発健政第26号 厚生事務次官
地方衛生研究所の機能強化について

地方衛生研究所については、昭和51年9月10日厚生省発衛第173号厚生事務次官通知により現行の設置要綱が示され、(略)公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきているところである。

地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条に基づき策定された「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の中で、(略)地方衛生研究所設置要綱を別紙のように改正することとした。

1 今回の改正は、次のことに重点を置いたものであること。

(1) 路

(2) 地方衛生研究所の試験検査業務について、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、行政検査等の精度管理を行なうものとしていること。

(3) 路

2 地方衛生研究所の機能強化を図るために、その業務の実施に必要な技術系職員等の確保を図るとともに、その資質の向上に努めること。

3 以下路

2. 2 試験検査

2. 2. 1 地方衛生研究所は、次のような試験検査を行うものとする。(以下略)

なお、地方衛生研究所は、研究要素の大きい試験検査、広域的な視野を要する試験検査、専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査を重点的に行なうものとする。(以下略)

6

